

平成 24 年度労働分野の国際協力の概要

1. アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業

4 千 6 百万円

アジア諸国への失業保険制度等のノウハウの移転、雇用サービス機関の機能強化の支援による雇用保険制度整備支援を実施することにより、低所得者層の底上げ等を図る事業。

2. 地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業

2 千 6 百万円

A S E A N 等で行われている環境に配慮した産業構造への移行に伴う構造的・摩擦的失業等に対応するため、一定の工業化を果たしている国に対して、地球環境の問題に配慮した雇用を促進するための支援をする事業。

3. ASEAN 地域の健康確保対策事業 (WHO との協働)

4 千 7 百万円

ベトナム及びカンボジア、A S E A N 諸国において、労働安全衛生基準を改良し、デューセントで安全な仕事を促進し、かつベトナムの持続可能な発展に貢献するために、労働者の健康の保護及び促進のための国内能力の強化を図る事業。

4. ASEAN 地域の健全な労使関係育成事業

1 千 2 百万円

A S E A N 事務局と連携し、対話を通じた健全な労使関係構築による労働者保護に関する意識高揚の推進を図る事業。

5. 南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業

9 千 3 百万円

南アジアにおいて全労働者の 8 割を占める自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けることのできない労働者（インフォーマルセクター）について、労働者保護が確保された雇用への移行の促進を図る事業。

6. アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業

1 億 4 百万円

アジア地域における社会セーフティネット構築の基盤となる、政府系調査研究機関の能力向上・ネットワーク化支援、労使関係団体の活動支援、民間援助団体の評価・指導、ネットワーク化、災害への対応支援等、被援助対象のニーズに応じた分野横断的な支援を実施する事業。

7. 東日本大震災からの復興における雇用労働対策の国際公共財としての発信

1 億 2 千 1 百万円

東日本大震災において被災地で生じた雇用労働問題に対する我が国の官民が行った雇用労働対策について、災害を通じた経験や復興の過程で得た知見や教訓を調査分析し、その結果を自然災害の多いアジアを中心とした国々等で共有し、世界に発信するための国際会議を開催する等の事業を ILO に対して基金を拠出して事業を実施させ、積極的な国際協力を推進するもの。

8. 日本／ASEAN 社会セーフティネット構築支援事業

9 百万円

東アジアにおける我が国のメインパートナーである ASEAN 事務局による地域を代表する労使団体の育成と政策決定への参画の促進を図る事業。

9. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合

2 千 9 百万円

社会福祉、保健医療及び雇用政策の分野における ASEAN 諸国との緊密な関係をさらに発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するため、ASEAN10 ヶ国から社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当するハイレベル行政官を招聘し、日本及び ASEAN 諸国間の情報・経験の共有と、中長期的な協力関係の構築を目指し議論を行う。（今年度から雇用政策分野のハイレベル行政官を招へいしている。）

10. 国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業

5 千 4 百万円

公的なサポートが行き届かない開発途上国において、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、社会的に脆弱な人々及びその家族などの組織化（互助団体の設立）し、自律的な組織活動の確立を図る事業。

平成 25 年 3 月

アジア地域における雇用分野セーフティネット整備支援事業の進捗状況

1 事業概要

アジア諸国への失業保険制度等のノウハウの移転、雇用サービス機関の機能強化の支援による雇用保険制度整備支援を実施することにより、低所得者層の底上げ等を図る事業

2 事業予算

平成 22 年度	56, 561 千円（拠出金のみ。以下同じ）
平成 23 年度	56, 633 千円
平成 24 年度	45, 252 千円
計	158, 446 千円

3 事業期間

平成 23 年～25 年

4 事業内容

- 1 ASEAN 諸国において労働者のための所得保障施策（失業者又は所得が減少した労働者に対するもの）と雇用サービスの拡大が啓発活動屋調査を通じて強化される。
 - 1.1 既存の所得保障施策と雇用サービスの確認と文書化。ASEAN 域内でのその拡大についての監視。
 - 1.2 失業保険と他の所得保障プログラム、雇用サービスの重要性についての意識啓発（労使と同様に政策立案者、社会保障制度の管理者）
- 2 ベトナムにおける失業保険制度が、財政的に安定し、全体管理が促進され、対象人口を拡大して効果的に機能する
 - 2.1 ベトナムにおける失業保険制度を推進する上での課題評価支援。
 - 2.2 失業保険を雇用サービスにつなげるための組織間メカニズムが構築され、強化される。
 - 2.3 労働者、使用者、関連する団体が失業保険の情報にアクセスできるようにするためのコミュニケーション戦略が作成され、実施される
 - 2.4 IT ソフトウェアに関するテスト、利用者ガイド、実施計画及び訓練が実施、構築される。
 - 2.5 実績管理システムが構築される
 - 2.6 実施機関のスタッフと管理者の能力が向上する（失業保険制度の実施と管理を成功させ、失業者によりよりサービスを提供できるようにするため）
- 3 ASEAN 諸国において失業保険制度や雇用サービスに関する専門家ネットワークが強化される
 - 3.1 ASEAN 諸国における社会補償制度や省庁の政策立案者、管理者、技術スタッフの能力が向上する。（タイや日本へのフェローシップ、失業保険や雇用サービスに関する訓練/セミナーの開催を通じて）
 - 3.2 制度の管理者・技術スタッフの能力が向上する。専門家のネットワークが形成される。

5 進捗状況

・平成23年

ベトナムの失業情勢調査、ベトナム中央政府/地方政府との協議、調査結果の共有のための専門家会合（ジャカルタ）、日本へのスタディ・ビジット等

・平成24年

ベトナムの所得保障施策の調査、調査結果の共有及び啓発のための ASEAN 域内政労使によるセミナー（ホーチミン）、タイへのスタディ・ヴィジット、マレーシア・フィリピン等の失業情勢調査、失業保険と雇用サービスの関連に関するセミナー（フィリピン）等

・平成25年（予定を含む）

失業情勢調査、調査結果の公表、失業保険の好事例に係る ASEAN 域内のワークショップ、研修資料の更新、啓発活動等

平成25年3月

地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業の進捗状況

1 事業概要

ASEAN等で行われている環境に配慮した産業構造への移行に伴う構造的・摩擦的失業等に対応するため、一定の工業化を果たしている国に対して、地球環境の問題に配慮した雇用を促進するための支援をする事業。

2 事業予算

平成21年度	36,474千円（拠出金のみ。以下同じ）
平成22年度	34,871千円
平成23年度	34,486千円（フェーズ1小計105,831千円）
平成24年度	26,077千円
平成25年度	26,008千円（フェーズ2小計52,085千円）
計	157,916千円

3 事業期間

平成22年～24年（フェーズ1）

平成25年～26年（フェーズ2）

4 事業内容

(1) フェーズ1

- 1.1 ILO、国内及び国際専門家で構成されるチームによる調査が行われる
- 1.2 政労使代表の参加のもと、ハイレベルの専門家会合が2日間日本で開催され、その間にセクター選定に係る指針が策定される。
- 1.3 調査結果及び専門家検証会合による提言を踏まえた指針文書が作成される。
- 2.1 参加する国内企業及び支援する多国籍企業が選定される。
- 2.2 政労使のリーダー及び企業のニーズに応じ、既存の訓練資料が適合される。
- 2.3 情報共有及び政労使リーダー訓練が実施される。
- 2.4 企業レベルにおいて訓練モジュールが実施され、成果・結果を収集する。
- 3.1 プロジェクト成果の発行
- 3.2 タイ及びフィリピンにおいてナショナルフォーラムを開催する。
- 3.3 知識共有のための全国的な会議の参加候補者リストを作成する。

(2) フェーズ2

- 1.1 職場におけるグリーンでディーセントな仕事と社会対話のメカニズムの向上に資するための啓発と、そのための情報と知識資源が提供に関する、労組の能力が強化される。
- 1.2 グリーンな事業の実例と利用できる支援スキームについてメンバーに情報を提供し啓発を図ることに関する使用者団体の能力が強化される。
- 1.3 選定されたコンピテンシースタンドに主流化を図るための入り口が特定される。また、評価のための様式が開発され、他の業種や職種において適用できる。
- 2.1 フェーズ1で作成した核となるツールが企業のニーズや主流化を果たすためにより広く適用できるよう修正される。
- 2.2 グリーンジョブのツールと訓練リソースが、タイとフィリピンにおいて、より持続的で、グリーンを提供し、安全で、生産性のよい職場となるための企業の能

力の向上ための幅広い組織的努力を主流化する。

2.3 グリーンジョブのアプローチが域内の他の国において周知される。

5 進捗状況

(1) フェーズ 1

・平成 22 年

調査の実施、専門家会合の実施（2 月、東京）、対象業種の選定、選定業種に関する追加調査の実施、既存の研修資料の確認等

・平成 23 年

三者構成の諮問委員会を設立、対象企業の選定（各国 10-15）、研修ツールの作成、訓練ニーズの調査の実施、労使への研修の実施等

・平成 24 年

インターネットによる情報サービスの開始、労使への研修の実施（6-7 月）、全国規模のフォーラムの実施（11 月・フィリピン及びタイ）等

・平成 25 年（予定を含む）

優先分野を決めるための会合の開催、啓発のための資料の作成、労組向けワークショップ、啓発イベントの実施、使用者団体の支援、訓練の見直し等
カンボジアを対象国に加える方向で調整中

平成 25 年 3 月

ASEAN 地域の健康確保対策事業の進捗状況

1 事業概要

ベトナム及びカンボジア、ASEAN 諸国において労働安全衛生基準を改良し、ディーセントで安全な仕事を促進し、かつベトナムの持続可能な発展に貢献するために、労働者の保護及び促進のための国内能力の強化を図る事業。

2 事業予算

平成 20 年度 60,385 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 21 年度 52,813 千円

平成 22 年度 51,209 千円（フェーズ 1 小計 164,407 千円）

平成 23 年度 50,050 千円

平成 24 年度 46,792 千円

平成 25 年度 43,999 千円（フェーズ 2 小計 140,841 千円）

計 305,248 千円

3 事業期間

平成 21 年～平成 23 年（フェーズ 1、ベトナムを対象）

平成 24 年～平成 26 年（フェーズ 2、ベトナム及びカンボジアを対象）

4 事業内容

- 1.1 労働者団体及び使用者団体と協議の上危険産業に対処し、労働安全衛生の法的枠組みが強化される。
- 1.2 建設労働者に対する国家労働安全衛生訓練システムが策定、広く実施され、建設業における労働安全衛生基準が改善される。
- 1.3 石炭鉱業における調査ツール及びシステムが強化され、企業による自己点検が改善される。
- 1.4 ILO 化学物質条約に沿って化学物質に対する安全基準が改良され、有害物質を使用する企業が登録され、労働安全衛生に係る対策が向上する。
- 2.1 WHO と協働でアスベストを含む有害物質の使用に関する全国調査を実施し、勧告を含む調査報告を出版する。
- 2.2 2006 年の ILO アスベストに関する決議に沿ってアスベスト禁止政策を策定する。
- 2.3 労働者及び使用者の能力向上により、アスベストを含む有害物質によるリスクが軽減する。
- 2.4 労災保険制度の策定に併せて、労働災害及び職業病報告システムが強化される。
- 2.5 零細企業、インフォーマル経済及び農業における危険部門が特定され、IL

○の参加型訓練プログラムによって十分な労働安全衛生保護が拡張される。

- 3.1 化学物質の安全使用を促進、職業病を予防するための国策の枠組みを策定する。
- 3.2 参加型訓練が導入され、中小企業、小規模建設業及び農園における労働安全衛生が改善される。
- 3.3 三者構成による労働安全衛生委員会が設立され、労働安全衛生政策及び労働安全衛生基本計画に対する機能を確保する。
- 4.1 ASEAN諸国の危険作業における労働安全衛生に係る好事例が収集、分析、出版される。
- 4.2 C187に関する地域政労使ワークショップを開催、政労使のコンセンサスを形成し、地域レベルでC187の批准、適用を促進する。
- 4.3 専門知識の交換やワークショップ及びスタディーツアーの開催を通じて、危険産業における労働安全衛生基準を促進するためのASEAN域内の協力が促進される。

5 進捗状況

(1) フェーズ1

・平成21年

第一次国家 OSH 計画進捗レビューのためのナショナルワークショップ(9月、ハノイ)、インフォーマルセクターに対する研修(～平成23年)、OSH トレーナー及び中小企業に対する研修(～平成23年)

・平成22年

国家 OSH プロファイルの策定・出版、第2回ナショナルワークショップ(3月、ハノイ)、第二次国家 OSH 計画の策定、OSH に係る経験の共有を目的とした ASEAN ワークショップ(タイグエン)、日本へのスタディーツー(10月)

・平成23年

OSH マネジメントシステムに係る国家ガイドラインの策定、OSH 委員会に係る国家ガイドラインの策定、第2回 ASEAN ワークショップ(クアンガイ)

(2) フェーズ2

・平成24年

フェーズ2ローンチセレモニー・ナショナルワークショップ(6月、ハノイ)、危険産業における現状分析、労災に関するデータ分析、危険物質の使用状況に関する全国調査等(以上、ベトナム)、職業性疾病の現状に関する調査、主要な化学物質の使用状況及び予防対策の現状把握等(以上、カンボジア)、日本へのスタディーツー(ベトナム、カンボジア)

・平成25年以降(予定を含む)

建設業における OSH 訓練、労災防止のための調査計画及びチェックリストの策定、危険物質の使用状況調査結果の出版等(以上、ベトナム)、化学物質の安全な取扱いに関する政策の樹立、建設業・農業を含む中小企業の OSH の改善のた

めの訓練、政策のための三者構成会議の設立（以上、カンボジア）

・平成 26 年以降（予定）

建設業における OSH 訓練、労災防止のための調査計画及びチェックリストの策定、危険物質の使用状況調査結果の出版等（以上、ベトナム）、化学物質の安全な取扱いに関する政策の樹立、建設業・農業を含む中小企業の OSH の改善のための訓練、政策のための三者構成会議の設立（以上、カンボジア）

平成 25 年 3 月

ASEAN 地域の健全な労使関係育成事業の進捗状況

1 事業概要

ASEAN 事務局と連携し、対話を通じた健全な労使関係構築による労働者保護に関する意識高揚の推進を図る事業。

2 事業予算

平成 20 年度 17,560 千円（拠出金のみ。以下同じ。）
平成 21 年度 14,888 千円
平成 22 年度 12,375 千円（フェーズ 1 小計 44,823 千円）
平成 23 年度 13,033 千円
平成 24 年度 10,817 千円
平成 25 年度 10,845 千円（フェーズ 2 小計 34,695 千円）
計 79,518 千円

3 事業期間

平成 21 年～平成 23 年（フェーズ 1）
平成 24 年～平成 26 年（フェーズ 2）

4 事業内容

- 1.1 労使関係チーム（IRT）会合と労働問題協力委員会（PCC）において、年間の活計画が策定・レビューされる。
- 1.2 ASEAN 諸国において、政労使地域セミナーが開催される。
- 2.1 ASEAN の労使関係政策に関する政労使の能力向上のため、毎年、国レベルのワークショップを開催する。
- 2.2 政労使に関連した ASEAN の政策に関する政策方針書が作成され、ASEAN の意志決定権者に提出される。
- 2.3 ASEAN 事務局職員が ILO の政労使政策と労使関係について学ぶ。
- 3.1 労使関係の知識源が ILO の IT ツールや他の手段を通じて幅広く共有される。
- 3.2 国と地域の政策の進展がまとめられ、普及される。

5 進捗状況

（1）フェーズ 1

・平成 21 年

第 1 回政労使地域セミナー「健全かつ調和的な労使関係にかかる好事例の推進」（2 月、インドネシア）

・平成 22 年

第 2 回政労使地域セミナー「金融経済危機下において ASEAN 諸国に生じている労使関係の問題と動向」（2 月、マレーシア）

第3回政労使地域セミナー「労働紛争と解決に係る法的枠組みと事例」(11月、フィリピン)

政労使ナショナルワークショップ「労働紛争解消、政労使による社会対話、労働法改正」(8月、ラオス)

(2) フェーズ2

・平成24年

第4回労使地域セミナー「最低賃金と賃金ガイドラインの設定-三者パートナーの役割と労使関係への影響」(2月、タイ)

ナショナルワークショップ「賃金決定の改善」(9月、インドネシア)

・平成25年(予定を含む)

第5回政労使地域セミナー「雇用契約に関する社会対話及び労働法改正」(2月、ベトナム)、ナショナルワークショップ等

・平成26年(予定)

第6回政労使地域セミナー(2月、日本)、ナショナルワークショップ等

平成 25 年 3 月

南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行事業の進捗状況

1 事業概要

南アジアにおいて全労働者の 8 割を占める自営業、零細企業等、適切な労働者保護を受けることのできない労働者（インフォーマルセクター）について、労働者保護が確保された雇用への移行の促進を図る事業。

2 事業予算

平成 23 年度 116, 170 千円（拠出金のみ。以下同じ）

平成 24 年度 92, 285 千円

平成 25 年度 69, 826 千円

3 事業期間

平成 24 年～28 年

4 事業内容

- ・ 登記されていない小規模企業及び自営業者のフォーマル化の誘因及び阻害要因が分析され、対処される。
- ・ インフォーマル労働者のフォーマル化、フォーマル労働者のインフォーマル化の誘因及び阻害要因が分析され、対処される。
- ・ 仕事が豊富な成長戦略が対象地域で実施される。
- ・ フォーマル化の準備が整ったグループが格上げとリスク軽減サービスにリンクされる。
- ・ WEB ベースによる知識共有と監視のための基盤が開発され、機能する。
- ・ 国レベルの政労使及び他の利害関係者がフォーマル化のための取り組みに係る国際経験を積む

5 進捗状況

- ・ 平成 24 年

インド、ネパールにて知識共有のためのワークショップを開催（12 月）

- ・ 平成 25 年（予定を含む）

零細企業と自営業者のための登録・免許に関するキャンペーン、地方の政府職員・使用者団体・労組の能力向上、バリューチェーン分析、アウトソーシング・サブコントラクター等に対する労働の権利に関する能力向上、雇用を創出できる業種の特定、関係者との協力関係の構築等

平成 25 年 3 月

ILO／日本社会セーフティネット基盤整備支援基金概要

1 概要

社会セーフティネットが未整備の国が多いアジア地域を対象として、その基盤を構築するための機動的な支援を行うための基金であり、日本政府が全額を拠出して ILO アジア太平洋総局に設置したもの。

2 基金運営状況

23 年 6 月	基金に係る枠組文書の交換
24 年 6 月	第 1 回事業公募
24 年 7 月	専属マネージャ配置
	第 1 回選考委員会開催（9 件採択）
25 年 1 月	第 2 回目選考委員会開催（1 件採択）
25 年 2 月	第 2 回事業公募

3 採択状況

(1) 第 1 回採択

申請状況 22 件、計約 451 万ドル

採択状況 9 件、計約 82 万ドル

(2) 第 2 回採択（フィリピン・ミンダナオ島災害対応）

申請状況 1 件、約 10 万ドル

採択状況 1 件、約 7 万 5 千ドル

(3) 計

採択合計 10 件、約 89 万ドル

4 今後の予定

25 年 4 月 公募締め切り

25 年 5 月 ASEAN SLOM+3 に併せて第 3 回選考委員会を開催

ILO日本社会セーフティネット基盤整備支援基金で行う事業

平成25年5月

番号	採択	事業名	対象国	予算 (USD)	事業 期間	主な内容
1	第1回 (24年7月)	カンボジア国家社会的保護戦略の社会的保護提供システムの実現支援	カンボジア	59,868	16月	・制度設計がカンボジア政府によって承認される。 ・組織設計が法的文書によって公式化される。 ・MIS(管理情報システム)が開発される。 ・PEOPLEサービス(生活水準と資産の向上のためILOがカンボジア、タイ、インドネシアで行っている活動)が、県、地区、共同体、村落レベルで構築される。 ・「貧困層と脆弱層のための国家社会的保護戦略」を実施するための能力が構築される。 ・コミュニケーションプランが受益者に届くように開発される。 ・監視・苦情メカニズムが構築される。 ・第三者監視委員会組織が開催される。
2	第1回 (24年7月)	起業開発に基づく、コミュニティを通じた取り残された脆弱な人々の支援	カンボジア、タイ、ベトナム	139,040	12月	・雇用促進：より多くの女性と男性が生産性の高い雇用、デーセントワーク、収入の機会にアクセスする。(CBED研修(コミュニケーションベース企業開発研修)) ・技能開発：技能開発は労働者の雇用可能性、企業の競争力、成長の広がりを増す。(取り残された人や脆弱な人々に起業のための技能を付与して事業を始められるようにする) ・労働条件：女性と男性が、より公正な労働条件を得る(ニーズにあわせ労働条件を調整し、起業できるようにする。) ・HIV/AIDS：労働の世界が、HIV/AIDSの感染に効果的に対応する。 ・労働の場の差別：雇用と職業の差別を排除する。(収入を得られる仕事へのアクセスを容易にし、起業を奨励する。)
3	第1回 (24年7月)	東ジャワ州社会的保護戦略の「一つの窓サービス」の実施支援	インドネシア	100,000	12月	・東ジャワの都市部と農村におけるSWS(一つの窓サービス。生活水準と資産の向上のためILOがカンボジア、タイ、インドネシアで行っている活動)のための組織設立支援 ・MIS(管理情報システム)の開発支援。 ・SWSのための包括的なツールと手段とリサーチの開発支援 ・SWSのためのインフラと能力向上の支援 ・モニタリングと評価
4	第1回 (24年7月)	「強制労働に関する行動による平和の構築」 フェーズ1：ミャンマーのデーセントワークプログラム：ミャンマーにおけるもともと脆弱な人々のニーズへの取り組み包括的技術協力プログラム	ミャンマー	100,000	5月	・強制労働に対する行動のための運営可能な枠組みを構築する。 ・事業には、外部機関の協力と、セミナー又は研修を含む。

5	第1回 (24年7月)	キンダーク・パクトサンクラ県における社会的保護の拡張—社会的保護政策の枠組における社会的保護の床の構築を通じて	パキスタン	146,222	1年	・組織的能力: KPH(キンダーク・パクトサンクラ県)で組織を超えたタスクフォースが設置される。 ・全国レベルでの意識啓発: 社会的保護の床の概念と要素を国家政策の議論に盛り込む。 ・県レベルでの対話を通じ、既存の社会的保護活動の上に社会的保護の床を構成する施策の詳細を議論。 ・保護の格差を埋めるための実施可能な政策を特定。 ・社会的保護の床の拡大のための政策的枠組みの開発。
6	第1回 (24年7月)	補足的提出: マルチバイコロナ事業に係る—日本へのスタディ・ビジットにより、ヴェトナムとカンボジアにとって安全衛生に関する日本の経験から学ぶ	ベトナム、カンボジア	79,100	1週	・ベトナム、カンボジアから日本への、労働安全衛生に関するスタディ・ビジット
7	第1回 (24年7月)	インドにおける社会的保護の床の研究	インド	37,500	2月	以下の事項について調査を行う。 ・インドの社会保障、社会保障に関する法規制の背景 ・社会保障、社会的保護に関する政府・NGOの組織配置 ・人々が現在利用可能な社会保障と社会的保護の枠組みとメカニズム ・国レベルで承認された多様な開発プログラムに基づいて検討された社会保障拡大計画
8	第1回 (24年7月)	アジア太平洋地域におけるILO緊急対応チームの準備と能力の向上	アジア太平洋地域	54,122	7月	・ILOアジア太平洋総局の緊急対応チームのメンバーが決定され、メンバーに対する研修が実施される。
9	第1回 (24年7月)	NGOのキャパビルとネットワークの強化によるスリランカのHIVキャリアの社会的保護	スリランカ	100,000	24月	・雇用促進: より多くの女性と男性が生産性の高い雇用、デーセントワーク、収入の機会にアクセスする。(HIVキャリアの雇用可能性向上) ・技能開発: より高い雇用可能性と彼ら自身の事業活動を開始するため、HIVキャリアの技能を高める。 ・社会保障: より多くの人がよりよく管理され、より男女平等の進んだ社会保障の恩恵にアクセスする(HIVキャリアを対象とした社会的保護スキームの紹介) ・労働条件: 女性と男性が、より公正な労働条件を得る。(HIVキャリアに対する差別をなくし、適切な宿舍を与えるために使用者とともに活動する。 ・労働安全衛生: 職場の労働安全衛生条件の向上による労働者と企業の利益(労働者をHIVから保護すること職場のHIVキャリアの健康のための措置へのアクセスを付与することについて説明する使用者との対話。) ・HIV/AIDS: 労働の世界が、HIV/AIDSの感染に効果的に対応する。HIVとAIDSに対応した職場政策と効果的な実施のための使用者との対話。 ・職場の差別: HIVキャリアへの差別をなくすため使用者を説得する。

10 第2回 (25年1月)	地方の道路修復及び補修を通じた、パワロ台風の影響を受けた貧困及び脆弱な家庭のための収入支援及び生活復旧のための向上	フィリピン	75,000	12月	・雇用に根ざした道路修復及び補修を地域コミュニティベースで進めるためのワークショップ開催、事業計画作成能力向上のための研修 ・内務省及び地方政府による地方のパートナーとの調整支援と実施に係る技術支援 ・緊急雇用創出に係る他のパートナーとの調整 ・地方政府の能力向上 ・災害対応に係るILOの知見の提供
-------------------	---	-------	--------	-----	--

平成 25 年 3 月

「東日本大震災からの復興における雇用労働対策の国際公共財としての発信」進捗状況

1 事業概要

東日本大震災に於いて被災地で生じた雇用労働問題に対する我が国の官民が行った雇用労働対策について、災害を通じた経験や復興の過程で得た知見や教訓を調査分析し、その結果を自然災害の多いアジアを中心とした国々等で共有し、世界に発信するための国際会議を開催する等の事業を、ILO に対して基金を拠出して実施するもの。

2 事業予算

121,335 千円（拠出金のみ）

3 事業期間

平成 24 年 8 月～平成 26 年 3 月まで

4 事業内容

- ・ 官民による雇用労働対策に関する調査（文献及び面接調査）
- ・ 被災地での参加型調査の実施
- ・ 雇用労働対策、好事例、雇用労働に関する実践的なガイドラインのとりまとめ
- ・ 途上国政府雇用政策担当官を招聘した被災地へのスタディ・ツアーの実施
- ・ 国際防災復興協力機構（IRP）を通じた世界への成果の発信
- ・ 成果の発信のためのワークショップ等の開催（東北地方 2 回、海外 2 回を予定）

5 進捗状況

24 年度予算に、本事業を計上

24 年 6 月 基金に係る枠組文書の交換

24 年 7 月 拠出

24 年 8 月 評価委員会開催（持ち回り）

CTA を選任

25 年 1 月 IRP（神戸）にて ILO より日本の雇用対策の特徴を発表

25 年 3 月 岩手県盛岡市にて国際シンポジウムを開催

平成 25 年 2 月

ASEAN/日本社会セーフティネット基盤整備基金概要

1 概要

ASEAN地域における労使団体の育成や社会セーフティネットに係る政策決定への参画促進に資する活動を支援するための基金であり、日本政府が全額を拠出してASEAN事務局に設置したもの。

2 基金運営状況

23年5月 ASEAN高級事務レベル会合（SLOM）にて枠組み文書について原則合意。

ASEAN事務局より事業計画提出、基金の趣旨に照らし修正することを条件に承認。

24年2月 基金に係る枠組み文書の交換

23年度予算額 10,755 千円を拠出（約 134 千米ドル）

ASEAN事務局より事業計画再提出、確認。

3 ASEAN事務局の事業計画

基礎調査（ソーシャルパートナーのニーズ分析等） 1 件

ワークショップ（ソーシャルパートナーのキャパビル、マレーシア） 1 件

ワークショップ（社会セーフティネットに係る情報共有、インドネシア） 1 件

計 3 件（計 88,400 米ドル）

4 今後の予定

25年中にマレーシア、インドネシアにおけるワークショップを開催

1. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合発足の経緯

- 1996年 リヨンサミットにて、我が国より「世界福祉構想」を提唱。
東アジア社会保障担当閣僚会議（於：沖縄）
- 1997-2002年 東アジア社会保障行政高級実務者会合
（医療財政、医療保険制度、所得保障、障害者支援、児童福祉等）
- 2003年～ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合
- 厚生労働省では、2003年より特に ASEAN 地域に焦点を当て、ASEAN10ヶ国から社会福祉と保健医療政策を担当する行政官（局長級）を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を開催。
 - 本会合の目的は、社会福祉及び保健医療の分野における人材育成の強化、及び日本と各国間の協力関係の強化に資すること。

2. ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合のテーマ

第1回	2003.11.4 -11.7	東京	社会福祉・保健サービスにおける人づくり
第2回	2004.8.30 - 9.2	横浜	高齢化と福祉・医療の人づくり
第3回	2005.8.29 - 9.1	東京	社会福祉・保健におけるパートナーシップと人づくり ～母子保健福祉と障害者保健福祉を中心として～
第4回	2006.8.28 - 8.31	東京	社会福祉・保健医療サービスの連携と人材育成 ～社会的弱者（児童・女性）支援と福祉・医療サービス～
第5回	2007.8.27 - 8.30	東京	社会福祉・保健サービスの連携と人材育成・地域開発 ～地域における高齢者サービス～
第6回	2008.9.8 - 9.11	東京	次世代健全育成（健やかな次世代の育成を目指して） ～保健と福祉の緊密な連携の下で～
第7回	2009.8.30 - 9.2	東京	「共存社会」の構築（障害者の自立、自己実現と社会参加） ～福祉と保健、医療システムの連携を通じて～
第8回	2010.8.30 - 9.2	東京	社会的弱者の貧困軽減 ～保健と福祉の連携強化を通じて～
第9回	2011.10.25-10.28	東京	保健と福祉の人材育成 ～サービス提供者の能力向上と社会的弱者の就業能力育成に 焦点をあてて～
第10回	2012.10.23-10.25	東京	自然災害における社会的弱者への対応

3. ASEAN+3 保健・社会福祉大臣会合への報告

年	保健大臣会合等	社会福祉大臣会合等
2004年	4月 第1回 保健大臣会合（於 マレーシア）	12月 第1回 社会福祉大臣会合（於 タイ）
2005年		11月 第2回 高級事務レベル会合（於 マレーシア）
2006年	6月 第2回 保健大臣会合（於 ミャンマー）	12月 第3回 高級事務レベル会合（於 ミャンマー）
2007年		12月 第2回 社会福祉大臣会合（於 ベトナム）
2008年	10月 第3回 保健大臣会合（於 フィリピン）	12月 第4回 高級事務レベル会合（於 フィリピン）
2010年	7月 第4回 保健大臣会合（於 シンガポール）	1月 第5回 高級事務レベル会合（於 シンガポール） 11月 第3回 社会福祉大臣会合（於 ブルネイ）
2011年	7月 第1回 高級事務レベル会合（於 ミャンマー）	9月 第6回 高級事務レベル会合（於 タイ）
2012年	3月 第2回 高級事務レベル会合（於 フィリピン） 7月 第5回 保健大臣会合（於 タイ）	9月 第7回 高級事務レベル会合（於 ベトナム）

- ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合は、ASEAN+3 保健大臣会合及び社会福祉大臣会合を支える事業として関係国間で位置づけられている。

第 1 1 回 ASEAN 日本社会保障ハイレベル会合概要（予定）

1. 日時・場所：2013 年 12 月 3 日 ～ 5 日・東京近郊

テーマ：Active Aging

2. 参 加 者

○ ASEAN 10カ国 （計60名）

（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）

－保健医療政策担当行政官 2名（局長級及び課長級を各1名）

－社会福祉政策担当行政官 2名（局長級及び課長級を各1名）

－雇用政策担当行政官 2名（局長級及び課長級を各1名）

○ 中国、韓国 （計6名）

－保健医療政策担当行政官 1名

－社会福祉政策担当行政官 1名

－雇用政策担当行政官 1名

3. 協 力 機 関：ASEAN 事務局、WHO/WPRO、ILO 駐日事務所、JICA を予定

4. プログラム

- 【1 日目】
 - ・開会
 - ・有識者の講演
 - ・カントリープレゼンテーション
- 【2 日目】
 - ・視察（東京都武蔵野市）
- 【3 日目】
 - ・各協力機関の講演
 - ・分科会
 - ・分科会報告
 - ・リコメンデーション採択
 - ・参加国からのコメント等
 - ・閉会

国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業に係る進捗状況

1 事業概要

アジア諸国では、貧富の格差が社会政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、アジア地域に低所得者、女性、障害者等の脆弱な人々に対する社会的なセーフティネット制度構築を、草の根レベルで積極的に支援する必要がある。本事業は、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行うことを目的としている。

2 実施団体

公益財団法人国際労働財団（公募により決定）

3 交付決定額

平成 23 年度 57,712 千円

平成 24 年度 54,229 千円

（平成 25 年度予算額 44,389 千円）

4 対象国

タイ、ネパール、バングラデシュ

5 平成23年度 事業実施状況

(1) タイ

- ・ 政労使による推進委員会ならびに作業委員会の開催
- ・ 貧困地域における支援施策に関する現地調査及び現地有識者・専門家との意見交換
- ・ 法律制度・金融制度に関する指導員の育成のための学習会開催
- ・ インフォーマル労働者の組織化の支援
- ・ これを通じた公的制度、家計教育、互助制度などの情報の提供を中心とした支援

(2) ネパール

- ・ 政労使による推進委員会ならびに作業委員会の開催
- ・ 貧困地域における支援施策に関する現地調査及び現地有識者・専門家との意見交換
- ・ 職業訓練指導員の育成のための研修セミナー開催
- ・ インフォーマル労働者の組織化の支援
- ・ これを通じた縫製、理容などの基礎的な職業訓練や識字教育

(3) バングラデシュ

- ・ 貧困地域における支援施策に関する現地調査
- ・ 調査結果を踏まえた現地でのシンポジウム開催

(4) 国際シンポジウム（平成24年2月27・28日、タイ（バンコク））

- ・ 本事業の成果をアジア諸国に普及させるための国際シンポジウムを開催
- ・ タイ、ネパール、バングラデシュの政労使及び国際労使団体、ILO等約120名が参加

6 平成24年度 進捗状況及び実施予定事業

(1) タイ

- ・ 政労使による推進委員会ならびに作業委員会の開催及び事業計画の確認
- ・ ライフサポートセミナー（情報提供）開催 378名（バンコク7回及びチェンマイ2回）
- ・ スキルアップセミナー（職種別学習）開催 108名（バンコク3回）、
- ・ TOTセミナー（人材育成）開催 24名（バンコク3回）

(2) ネパール

- ・ 政労使による推進委員会ならびに作業委員会の開催及び事業計画の確認
- ・ バクタプール郡、パルサ郡でのセミナーの開催…ライフサポートセミナー（情報提供）開催 313名、TOTセミナー（人材育成）開催 40名
- ・ 職業訓練（縫製・理容・工芸）の実施
- ・ 識字訓練の実施

(3) バングラデシュ

- ・ 政労使による推進委員会ならびに作業委員会の開催及び事業計画の確認
- ・ ボグラ、クルナ、チッタゴンでのセミナーの開催…ライフサポートセミナー（情報提供）173名、TOTセミナー（人材育成）57名
- ・ 職業訓練実施（溶接技術及び縫製）の実施

(4) 国際シンポジウム（平成25年2月23・24日、タイ（バンコク））

- ・ 本事業の成果をアジア諸国に普及させるための国際シンポジウム

7 平成25年度 実施予定事業

- ・ 互助団体設立等の組織化支援（労使団体によるワークショップ、TOT）
- ・ 組織の自律的活動確立支援（職業訓練指導員育成、法律・金融制度リテラシーに関する指導員育成、職業訓練等改善に関する専門家巡回指導、製品製造販売等支援）（以上、於タイ・バングラデシュ・ネパール）、
- ・ 事業成果の共有（国際シンポジウムの開催、於バングラデシュ）

アジアにおける社会的保護制度整備支援事業

平成 25 年度予算額 86,285 千円

(1) プロジェクト概要

モンゴルの若年者雇用対策の強化、遊牧民等の社会セーフティネット制度構築支援によって社会的保護制度の充実を図ると同時にその成果をアジア地域に広く普及を図り、同分野における各国の取り組みを促す。

(2) 背景及び目的

アジア地域においては、十分な社会的保護制度が整備されておらず、多くの国では少なからぬ若年者、自営業者、高齢者が不安定な低賃金労働に従事しており、または収入を得る機会を得られないでいる。

また、社会的保護制度の整備は各国にとって優先度の高い政策であるが、アジアの多くの国においては、制度設計、運用についての十分な知識、ノウハウがないために自らの手で構築することが困難な状況である。

特に、鉱業依存から他の産業への移行が順調に進捗していないモンゴルにおいては、若年者雇用対策と老齢年金制度の充実化への支援が強く求められている。

本事業では、ILOの知見を活用し、モンゴルの若年者雇用対策の強化、遊牧民等の社会セーフティネット制度構築支援によって社会的保護制度の充実を図り、ディーセント・ワークの実現に資すると同時にその成果をアジア地域に広く普及を図り、同分野における各国の取り組みを促す。

(3) 対象国地域

モンゴル、ミャンマー等

(4) 期待される効果

アジア地域における若年者雇用対策の強化及び社会セーフティネット制度構築が促進される。

(5) 実施期間等

平成 25 年度から平成 26 年度まで (2 年間)

労働分野におけるJICA協力一覧(主なもの)

平成25年4月1日現在

国名	プロジェクト名(国名を記載含む)	分野	実施期間	スチーム	主な活動内容
インドネシア	労働政策アドバイザー	総合	2012.9 -2014.8	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	インドネシア労働・移住省に対し、JICAを通じて政策アドバイザーを派遣し、職業能力開発制度に関する助言や人的資源の競争力強化の支援を行う。また、関係機関に対して労使双方に有益な雇用・労使関係構築、労使紛争軽減に関する助言を行うとともに、先方の関心事項を踏まえ、日本における労働関係の諸制度をワーキングショップなどを通じて紹介する。
マレーシア	障害者の社会参加支援サービス プロジェクトフェーズ2	雇用 (障害者支援)	2012.9 -2014.9 ※プロジェクト期間 2012.9-2015.8	JICA 技術協力 プロジェクト	フェーズ1でマレーシアに導入された、ジョブコーチプログラムが全国で実施されるように、カウンタートパート機関であるマレーシア国女性・家族・地域開発省等と協力し、全国的に、自立的にジョブコーチプログラムを実施するための支援を行うとともに、障害者雇用政策の向上を図る。
ベトナム	技能検定制度構築アドバイザー	能力開発	2010.9 -2013.9	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	ベトナムにおいて重要課題となっている中小企業で働く産業人材の育成や労働市場の活性化のため、適切な技能検定制度を構築するための支援を行う。
中華人民共和国	職業衛生能力強化計画プロジェクト	安全衛生	① 2011.9 -2013.8 ② 2011.3 -2014.3 ※プロジェクト期間 2011.3-2016.3	JICA 技術協力 プロジェクト	作業現場監督基準策定、作業環境管理と健康管理に関する研修教材の作成、研修実施に係る助言及びモデル地区における作業環境管理・健康管理に関する研修計画の立案等を行うことにより、モデル地区において、粉塵及び有機溶剤等による職業病に対する作業環境管理・健康管理の強化を図る。
	労働保障監察プロジェクト	労働監督	2013.1 -2015.1 ※プロジェクト期間 2013.1-2016.1	JICA 技術協力 プロジェクト	中国の労働保障監察の現状を把握し、労働基準監督官の能力向上のための研修を開催。また、パイロット省(日本の県に相当)にて業務改善施策(企業向け法令説明会、企業の自主的な法令遵守促進の取り組み等)を実施する。
ブータン	職業訓練校の質的強化プロジェクト	能力開発	2011.5 -2013.5 ※プロジェクト期間 2009.6-2013.6	JICA 技術協力 プロジェクト	2010年8月から実施中の電気分野のパイロット訓練を円滑に実施するため、労働人材省、クルタン職業訓練校及び産業界と協力し、パイロット訓練コースのカリキュラム策定、実施のための教材作成及び指導員訓練に係る支援を行う。
ウガンダ	職業訓練指導員現職研修制度構築 アドバイザー	能力開発	2011.9 -2013.9	JICA 技術協力 個別案件 (長期専門家)	2010年にウガンダ国教育・スポーツ省がTVET(産業技術教育・職業訓練戦略)の強化策を打ち出し、その強化策の一つとして「現職指導員の研修システムの構築」を計画しており、その支援を行う。

※「事業期間」は、厚生労働省として実際に事業に参画した(参画予定)期間であり、プロジェクトの期間とは一致しない場合がある。

G20 雇用タスクフォース会合について

【日程】2012年10月1日、2日

【開催場所】スイス（Geneva）

【出張者】妹尾総括審議官、能開局担当者、古川

会合の位置づけ

○G20 雇用労働大臣会合（本年5月17日、18日：メキシコ・グアダハラ）における結論文書を踏まえ、若年者雇用に関する課題に関する調査研究を行い、次に開催される雇用労働大臣会合（日時未定、主催国ロシア）への政策提言を行うもの。主たるテーマは「質の高い実習制度」。

（参考）G20 雇用労働大臣会合での結論文書（抜粋）

- ・G20 雇用労働大臣は、職能水準、報酬が補償された実習制度を推進、必要に応じて強化する。
- ・2012年11月に満了するG20 雇用タスクフォースに対し、若年者雇用に関する調査の継続を指示する。

議事及び概要

1. 「G20 Strategies on Youth Employment」の取りまとめ
2. 質の高い実習制度について OECD、ILO 及びソーシャルパートナー（ITUC, IOE 等）からの報告
3. 諸外国の好事例の紹介（ドイツ、フランス、日本、ブラジル）
4. 質の高い実習制度を実現するための主要な要素について

○大まかな事項については、事前協議の段階で合意。主な争点は以下のとおり。

①文書の取扱いについて

- ・G20 諸国が、それぞれの大臣に対して説明すべきとする立場と、それぞれの国に委ねるべきという立場が対立。

②質の高い実習制度の評価指標の構築について

- ・何らかの評価指標を構築すべきという立場と、指標の構築は検討すべきであるが、一朝一夕には困難であるという立場が対立。

第 86 回国際通貨基金 (IMF)・世界銀行年次総会

【会期・場所】平成 24 年 10 月 9 日 (火)～10 月 14 日 (日) 東京

【主な出席者】加盟国 188 カ国の財務相・中央銀行総裁、民間の金融機関など経営者、市民社会団体等

【会合の位置づけ】

途上国の持続的な開発と経済成長、世界の金融安定や欧州等先進国を含む財政再建など、世界全体の経済成長が減速する中、途上国、新興国、先進国が取り組むべき方策を議論する。

国際金融通貨委員会 (IMFC) および合同開発委員会では、現下の世界的な経済成長の鈍化と欧州諸国の財政・金融危機への懸念、世界的に厳しい雇用情勢などの課題が共有され、コミュニケが採択された。また、並行して多くのセミナーが開催され、開発課題ーソブリンリスク、雇用と成長、国際保健、低所得国開発などへの対応と、世界の持続的な経済発展の実現に向けた議論が活発に行われた。

【世銀・IMF 合同開発委員会コミュニケ】

1. 世界経済は依然として脆弱。多くの先進国経済で課題が残っている一方、近年、国際経済のダイナミズムの重要な源泉であった多くの新興市場経済においても成長が減速。財政面、金融面及び構造面で、一層の努力が必要であり、多くの加盟国で成長を下支えするための様々な措置がとられていることを認識。我々は、成長と発展を促進するため、着実に行動し、開放的な世界経済を引き続き支持し、開発援助に関して掲げた目標や約束を達成することを改めて表明。我々は、ミレニアム開発目標の達成へのコミットメントを再確認し、世界銀行グループがポスト 2015 年の開発の枠組みに積極的に貢献するよう懇願。国際通貨基金 (IMF) が、先頃、金の売却益を用いて、譲許的融資制度をより持続的なものにする決定を行ったことを歓迎。
2. 近年の金融危機では、何百万もの雇用が必要とされる地域において、雇用が一層減少。雇用は、貧困削減の原動力であり、特に女性や若年層などの人々に活力を与える。雇用には、持続的な開発や社会の一体性につながる変革を促す潜在力がある。世界銀行グループの「2013 年世界開発報告書 (テーマ: 雇用)」は、雇用創出には手品は存在せず、雇用を促進するポリシーミックスは国によって異なることを強調。民間セクターは雇用の大部分を生み出すが、公的セクターの役割も重要。世界銀行グループは、国によって異なる課題が存在することを前提に、各国が雇用創出を促す環境を強化することを支援。また、国際金融公社 (IFC) と多数国間投資保証機関 (MIGA) の役割は、革新的な取り組みも含め、民間セクター支援において特に重要。世界銀行グループが、加盟国や他の関係者と協調しつつ、雇用に係る分野横断的な分析や政策に関する取り組みを積み重ね、その知見を共有していくことを懇願。

3. ジェンダーの平等は経済的に合理的であり、貧困削減において鍵となる要素。多くの課題が未だ残っているにせよ、世界銀行グループのジェンダーの平等に関する政策課題への取組が進捗していることを歓迎。我々は、過去一年間議論された全ての国別戦略に、ジェンダーの平等の視点が含まれていることを歓迎。我々は、世界銀行グループに対して、特にジェンダーの不平等が残っている国で、受益国の努力を支援するモメンタムを維持すること、また、一年以内に更なる進捗を報告することを要望。
4. 我々は、日本政府に、今般の年次総会及び仙台会合の開催を感謝。自然災害は貧困削減を進める上での深刻な障害となりうるものであり、貧しく脆弱な人々に最も大きな影響を与え、かつ、そのインパクトは増大。我々は、日本が災害リスク管理の経験から得た教訓を共有したことに感謝し、「仙台レポート：災害に強い社会の構築」を歓迎。事前の災害リスク管理は、災害救助等の事後対応と比べて、しばしば金銭や労力の面でよりコストが小さい。災害リスク管理と気候変動への適応は連携すべき取組であり、我々は、世界銀行グループに対して、各国の業務にそれら二つを組み入れること、また、災害が発生した際には、効果的な緊急対応と復旧・復興を支援するため、引き続き重要な役割を果たしていくことを要請。
5. 食料安全保障と食料価格の変動は、依然として開発に対する根強い脅威であり、引き続き注意を払う必要。我々は、飢餓によって 1,900 万人の命と地域の安定が脅かされているサヘル地域の深刻な人道的非常事態を憂慮。世界銀行グループに対し、サヘル地域を常に緊急支援を必要とする状況から恒久的に脱却させ、中期的により強靱で持続可能な将来に至るような解決策を策定・拡充していくため、他の国際機関やドナーらと共に包括的な地域的アプローチを推進するよう要請。より長期的には、グローバル農業・食料安全保障プログラムのようなメカニズムや、農業研究、インフラ投資、南南協力が、脆弱性を低減する。IMF は、必要な場合、国際収支に係る迅速な資金供与を継続すべき。
6. 我々は、世界銀行グループに対して、脆弱国における開発効果の向上を図り、国別プログラムの開発目標を加盟国が直面する固有の課題に合わせるよう懇願。IFC が脆弱国において業務量を拡大させていることを歓迎。
7. リオ+20 での議論の後、持続可能な開発に関する閣僚級対話を通じて、持続可能性に焦点が定まり、また、全ての人が恩恵を受ける、グリーン成長を支える政策の効果的活用や、どのように成長や厚生をよりよく計測するかについて、意見交換が可能となった。我々は、世界銀行グループに対して、成長の次なるフェーズを描くのに有用な、自然資本会計の活用を求める国に支援することを要請。世界銀行グループの支援する海洋保全に関するグローバル・パートナーシップが、新たなメンバーを加えたこと、また、海洋を生産力のある健全な状態に戻すための活動と持続可能な水産養殖の必要性が、喫緊のものであるとの認識を醸成したことを歓迎。
8. 我々は、ジム・ヨン・Kim 博士を世界銀行グループの新総裁として歓迎。また、我々の中核的使命である貧困の撲滅と繁栄の共有を、同グループが如何に促進するかにつき、新総裁が強くコミットメントしていることを評価。インパクトを重視し、加盟国に統合的な開発の解決策と、実証に基づいた援助を提供し、国際公共財の活用を促進する、との新総裁のビジ

ョンを支持。我々は、春季会合において、現代化のアジェンダ実施に関する情報の更新を期待すると共に、より成果を重視し、知識を基盤とし、開放的で透明性があり、アカウンタビリティを備え、各国に変化をもたらすことのできる世界銀行グループとするための次なるステップを期待。これを促進するため、必要な人事改革と世界銀行グループ内のシナジーによるレバレッジに支えられた、成果と実行に一層の重点をおいた組織文化への転換を支持。

9. 開発委員会の次回会合は、ワシントン DC にて 4 月 20 日(土)に開催予定。

ASEM雇用労働大臣会合について

【日程】2012年10月24日～26日

【開催場所】ベトナム（ハノイ）

【出張者】妹尾総括審議官、小林係長、阿部係長

ASEM雇用労働大臣会合は、アジアと欧州の地域間で対話と協力関係を構築することにより、両地域間の関係を強化することを目的としたASEMの枠組みの中で行われ、雇用問題、労働政策について幅広く意見交換を行うもの。今回の会合では「雇用と社会保障－持続可能な経済成長のための鍵に関するハノイ宣言」をテーマに意見交換が行われ、以下を内容とする共同声明（ハノイ宣言）が取りまとめられた。

- ① 経済危機からの回復と持続可能な経済成長を達成するため、ディーセント・ワーク等の促進の重要性を確認。
- ② 若年者雇用を改善するため、職業訓練の充実やソーシャルパートナーとの協力の強化等の重要性を確認。
- ③ ディーセント・ワーク・アジェンダ（労働における基本的原則と権利、雇用、社会的保護、社会対話と三者構成主義）はグローバルな社会政策の基盤であること、ILOの中核的労働基準を十分に尊重し効果的に実施すべきことを確認。
- ④ すべての人々に十分な社会的保護を構築する重要性を強調するとともに、企業の社会的責任（CSR）や職場における健康と安全の重要性を確認。

3. 今後の予定

○次回（2014年）のホストは欧州であるが、開催国については未定。

国際ハイレベル会合（ディーセント・ワーク）について

【日程】2012年12月9日～13日

【開催場所】ロシア（モスクワ）

【出張者】妹尾総括審議官、阿部係長

会合の位置づけ

○国際ハイレベル会合（ディーセント・ワーク）は、本年12月よりG20の議長国となったロシア政府がILOのサポートを受けて主催したもの。80カ国と16の国際機関から約900名の政労使の代表が参加し、雇用問題、労働政策について幅広い意見交換を行った。

議事及び概要

1. 7つのテーマについてパネルディスカッション

事前に決められた発表者が各自コメントする形式。

（7つのテーマ）

- ① 労働基準の役割の上昇と経済成長に対する影響
- ② 適応可能な労働市場の創造と労働者の権利保護
- ③ 安全で保護された職場
- ④ 経済危機後の回復における労働者の適正な社会的保護
- ⑤ 人口構造の変化を踏まえた、安定した労働市場のための労働力移動の効果的な規制
- ⑥ 若年者雇用の促進策
- ⑦ 中小企業における雇用促進及び起業の推進

2. 議長声明の概要

○国際ハイレベル会合では、2008年から始まる経済危機が、雇用に対して悪影響をもたらしていることを明らかにした。そして、労使や政府間における社会的対話の重要性、公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言と、仕事に関する世界協定（ILO）の妥当性について幅広いコンセンサスが得られた。

G20雇用タスクフォースについて

モスクワ(2月21-22日)

1. 会議の位置づけ

G20雇用タスクフォースは、G20各国が直面する雇用問題について、好事例(ベスト・プラクティス)や政策対応の共有を図るために設置されたもの。2011年12月に発足し、各国の若年者雇用対策の共有を実施してきた。2013年は「Job Creation」「Labor Activation」「Monitoring」をテーマに議論している。

2. 議事及び概要

(1) タスクフォースのマנדートについて

- ①様々な意見や提案をG20シェルパ会合、G20雇用労働大臣会合、G20財務大臣との共同会合、G20首脳会合へ報告する。
- ②「Job Creation」「Labor Activation」「Monitoring」について、G20各国間の協力と情報共有を促進する。
- ③雇用政策の経済的側面と社会的側面の両方について議論する場を提供する。経済改革の議論の場として「the Framework Working Group」を、技能開発の議論の場として「the Development Working Group」を設置する。
- ④L20、B20等のソーシャルパートナーと協力する。
- ⑤ILO、OECD、世界銀行等の国際機関と協力する。

(2) ソーシャルパートナーとの協力について

発表者: Business20、Labor20、Civil20

(3) G20各国のプレゼンテーションについて

①「Job Creation」について

発表者: ロシア、世界銀行、日本、アルゼンチン、オーストラリア、中国、イタリア、アメリカ、ドイツ、インド、ブラジル、フランス、カナダ、インドネシア、ILO、OECD

②「Labor Activation」について

発表者: ロシア、OECD、ブラジル、カナダ、ドイツ、インド、トルコ、スペイン、サウジアラビア

(4) タスクフォースの成果物について

G20各国は、以下の成果物を承認。

- ①G20労働大臣の宣言
- ②G20労働・財務大臣の共同会合における共同声明
- ③好事例の共有
- ④ILOとOECDによるG20各国の若年雇用政策の進捗に関する報告

3. 今後の予定

6月3－4日	第2回G20雇用タスクフォース(サンクトペテルブルク)
7月18日午前	ソーシャルパートナーとG20雇用労働大臣会合(モスクワ)
7月18日午後	G20雇用労働大臣会合(モスクワ)
7月19日	G20雇用労働大臣・財務大臣の共同会合(モスクワ)
10月	ILO主催のG20雇用タスクフォース(ジュネーブ)

以上